

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備
1－1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状	課題
- 要援護者名簿を地域へ提供し見守り活動につなげている。（約4万5千人） - 福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチを行い適切な支援につなげている。 - 認知症高齢者等の行方不明事案について、登録協力者に情報をメール配信している。	- 地域によっては人材が不足し十分な見守りが行えていない。 - 同意確認訪問時にCSWが対応し支援につながる事例が多くあることから、訪問時からの専門的対応が必要。 - 認知症高齢者等の行方不明時に、早期に身元を特定するためのしくみが必要。

①「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。さらに、事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区ごとに目標を定め、取り組みを進めます。 ・区役所、区社協、地域団体など多様な立場の人や団体が、地域の課題について共に考える意見交換会などの場を設けることにより、支援を必要とする人の状態や、見守り活動の重要性についての理解を深めるとともに、地域コミュニティを強化することの必要性を再認識することにより、地域の担い手の育成に努めます。 ・また、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携を密にすることにより、見守りネットワークの強化に努めます。 ・「見守り相談室」が見守り活動を行う人たちの「見守り連絡会」などを開催し、活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくることにより、負担感の軽減を図るとともに、先行事例の共有などを行い、見守り活動の強化を図ります。			平成30年度	・各区における課題や目標を共有するため、各区役所及び見守り相談室と課題等共有会議を開催 ・要援護者名簿を活用した見守り活動を推進するため、各見守り相談室において地域との意見交換会等を開催 ・見守り相談室と各区において地域の実情に応じて配置している地域福祉コーディネーター等との連携強化 ・地域において見守り活動を行う人たちに対する「見守り連絡会」等を開催し、負担軽減及び活動の強化を図る。	・課題及び目標等共有のための福祉局と各区及び見守り相談室との課題共有会議の開催 ・地域との意見交換会等の開催・参加回数 4,152回（平成30年度実績） ・各区の地域福祉コーディネーターとの連携については、各見守り相談室において定例的に連絡会を開催（各区月1回程度実施） ・地域活動へ参加し、事業内容を啓発 4,372回（平成30年度実績） ・地域での見守り活動への個別支援回数 3,952回（平成30年度実績）	・今年度に発生した地震や風水害時の際に、日頃の見守り活動が災害時の対応にも役立ったことをふまえ、今後、関係部署とも連携のうえ、引き続き地域への取組み強化を推進する
			令和元年度	・各区における課題や目標を共有するため、各区役所及び見守り相談室と課題等共有会議を開催 ・要援護者名簿を活用した見守り活動を推進するため、各見守り相談室において地域との意見交換会等を開催 ・見守り相談室と各区において地域の実情に応じて配置している地域福祉コーディネーター等との連携強化 ・地域において見守り活動を行う人たちに対する「見守り連絡会」等を開催し、負担軽減及び活動の強化を図る。	具体的な指標の進捗状況	
					地域への要援護者名簿の提供数 （333地域中332地域：H31.3月末現在）	
具体的な指標			令和2年度	・全333地域において、要援護者名簿をもとに、地域の実情に応じた見守り活動が行われている。	具体的な指標	・地域における見守り活動の活発化に向けた取り組みが重要であることから、各区の取り組み事例に関する情報共有等を行うことにより、各区が、防災の観点も含めて、それぞれの実情に応じて地域へ働きかけ、支援することができるよう取り組む。
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2 年度目標			地域への要援護者名簿の提供数 市内全333地域（令和2年3月末現在）	
・地域への要援護者名簿の提供（333地域中237地域） ・名簿を活用した見守り活動を推進するための働きかけ	・地域への要援護者名簿の提供（333地域中300地域） ・区ごとの見守り活動にかかる課題整理と目標設定				具体的な指標	

②CSWによる対応及び体制の強化			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性		
・「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。 ・同意確認の際の訪問は、要援護者の生活や心身の状況を把握する貴重な機会であり、また、地域へ名簿を提供する際は、見守り活動の担い手から課題や悩みを聞き、助言できる機会であることから、CSWが専門的な支援を行うことができるよう、体制を整備します。 ・支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、CSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、課題解決へつながった事例の検証や情報共有等を行うことにより、CSWのスキルアップに努めます。 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。			平成30年度	・平成30年度より、これまで同意確認を行っていた調査員の配置に代え、福祉専門職のワーカー（CSW）を配置 ・CSWのスキルアップを図るため、専門講師を招いたCSW研修会を実施 ・制度の狭間や複合的課題を抱える事例においては、随時支援調整の場（つながる場）を活用し連携	・同意確認をCSWが行う体制を整備（平成30年4月より） ・CSW研修会を開催　3回（平成30年度実績） ・支援調整の場（つながる場）の取組みを実施している区においては、随時連携した取組みを実施			
			具体的な指標の進捗状況					
			・アウトリーチ　6,222件（平成30年度実績）					
			令和元年度	・CSWのスキルアップを図るため、専門講師を招いたCSW研修会を実施 ・制度の狭間や複合的課題を抱える事例においては、随時支援調整の場（つながる場）を活用し連携	・CSW研修会を開催　3回(令和元年度実績) ・支援調整の場（つながる場）の取組みを実施している区においては、随時連携した取組みを実施	・支援調整の場（つながる場）との連携事例等について整理し、今後の孤立世帯等への効果的な個別支援のあり方の検討につなげる。 ・平成30年度から未回答者への同意確認を兼ねた訪問の取組みを強化した。昨年度の取組みが目標より進んだことによって、今年度は件数が減少する結果となったが、孤立世帯等への専門的支援については、地域の実情に応じて引き続き行っていく。		
					具体的な指標			
					・アウトリーチ　4,393件（令和元年度実績）			
具体的な指標			令和2年度					
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標						
・アウトリーチ 4,964件	・アウトリーチ 5,300件	・アウトリーチ 5,600件						
③認知症高齢者等を見守るための体制の強化			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性		
・認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。 ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みの強化に努めます。 ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、徘徊認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも行っていきます。			平成30年度	医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築し、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完的なものとして、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメール等で一斉送信する取組みを平成27年11月末から実施している。 また、平成29年4月から警察との連携を強化するため認知症高齢者等支援対象者情報提供制度を開始し、行方不明事案等の再発防止に取り組むとともに、平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めている。	・事前登録者：2,285人（H31.3月末現在） ・協力者：5,151件（H31.3月末現在） ・メール配信数：122件（平成30年度実績）	徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげるメール配信について、見守り相談室が中心となり対応を行っているが、警察に行方不明届を提出しても、メール配信事業を利用しないケースが多いため、事業の普及啓発を推進していく必要がある。		
			具体的な指標					
			令和元年度	医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築し、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完的なものとして、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメール等で一斉送信する取組みを平成27年11月末から実施している。 また、平成29年4月から警察との連携を強化するため認知症高齢者等支援対象者情報提供制度を開始し、行方不明事案等の再発防止に取り組むとともに、平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めている。	・事前登録者：3,025人令和元年度末現在） ・協力者：5,268件（令和元年度末現在） ・メール配信数114件（令和元年度末実績）	徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげるためには協力者の増加が必要であることから、引き続き事業の普及啓発を推進していく。		
					具体的な指標			
具体的な指標			令和2年度					
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標						
							具体的な指標	

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1－2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

現状			課題		
・モデル事業では、区役所が中心となり「総合的な支援調整の場」を開催し、相談支援機関等の連携による支援を行っている。 ・区の状況に通じた専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、関係者のスキルアップ等を行っている。 ・「見守り相談室」のCSWが課題解決のため「総合的な支援調整の場」を活用している。			・適切にアセスメントを行い、複合的な課題に対する支援をコーディネートする機能が必要 ・区の職員や相談支援機関のスキル向上、相談支援機関等の連携強化には専門的な助言、指導が必要 ・「見守り相談室」のCSWと地域における見守り活動が連携して取り組むことが必要。		

①支援をコーディネートするためのしくみづくり ②相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり ③地域における見守り活動と連携するしくみづくり	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けて取り組みを進めます。 ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行います。 ・複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行います。 ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動と連携するしくみづくりを行います。	平成30年度	・モデル区における取組状況や各相談支援機関の連携状況等により、モデル事業の効果や実施手法等を検証 ・相談支援機関、区職員を対象に研修会を開催し、モデル区以外の区における事業実施の必要性の理解促進等、機運を醸成 ・各区の相談支援の現場の実態を把握し、各区の実情に応じた事業スキームの構築に向けて検討	【モデル事業の効果、手法等の分析と検証】 ・支援困難事例を適切な支援につなげることができるなど、モデル事業の効果や、SVによる後方支援等の手法の有効性が確認できた。 ・支援調整の場開催件数　H29：73件、H30：76件 ・支援調整の場参加者アンケート調査の結果（代表例） 「課題解決の方向性が確認できた」：81％ 「SVの助言により支援が円滑に進んだ」：70％ 【全区で相談支援機関、区職員を対象に研修会を開催】 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、地域住民等を対象とした説明会等を通じ、事業の周知を図るとともに、区職員等を対象として事業実施に向けた具体的な実施手法等に関する研修会等を開催した。 【区ごとの実施手法等の検討と事業実施に向けた準備】 ・事業の対象者数の把握と各区の相談支援の現場の課題を把握するため、相談支援機関を対象とした実態調査（7月）や各区保健福祉センターを対象としたヒアリング調査（8月）を実施し、各区の実情に応じた事業スキームの構築に向けた検討を行った。	・モデル事業の検証結果等を踏まえ、平成31年度から全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実にに向けた取組を行う。 ・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しくみの構築に向けて必要な後方支援を行う。 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、今後も継続的に相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を開催する。 ・福祉局において、支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備し、各区の取り組みを支援する。
	令和元年度	・モデル事業の検証結果等を踏まえ、令和元年度から全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実にに向けた取組を行う。 ・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しくみの構築に向けて必要な後方支援を行う。 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、今後も継続的に相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を開催する。 ・福祉局において、支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備し、各区の取り組みを支援する。	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んでいる。 【令和2年3月末実績（24区計）】 相談受付件数　303件、つながる場開催件数　158件 ツール等の開発　14件、研修会等の開催　26件 ・各区の事業進捗状況を把握するとともに、区職員を対象とした事業担当者研修会を開催しており、研修会では、モデル事業の取組内容の共有のほか、各区の事業取組内容等の共有・意見交換、「ファシリテーション研修」による職員のスキルアップ研修等を実施している（5月・8月・11月・2月に実施） ・そのほか、庁内ポータルを活用し、研修内容の共有や各区にて開発したツール等の好事例について情報共有するなど、必要な後方支援を行っている。 ・令和元年度より、福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制（SVバンク）を構築し、各区の取り組みを支援している。	・全区展開初年度であり、取組みが低調な区もある。 ・研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実にに向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。
具体的な指標				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標		
・モデル事業の実施	・モデル事業の効果、手法等の分析と検証	・市全域で、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみが構築されている。		
・効果、手法等の分析と検証	・全区で相談支援機関、区職員を対象に研修会を開催 ・区ごとの実施手法等の検討と事業実施に向けた準備		具体的な指標	

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保
2－1 地域福祉活動の担い手の確保

現状	課題
・地縁による地域福祉活動は、その担い手不足やその固定化・高齢化が深刻となっている。 ・退職年齢に達する世代などは新たな担い手としての活躍が期待される。	・あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の担い手となるよう取り組むことが重要 ・こどもの頃から地域福祉活動に親しみを持てるしかけづくりなど、中長期的な視点も必要

①地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。 ・情報発信に際しては、より広い世代が情報を受け止め、地域福祉活動へ参加する意欲を高めることができるよう、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。 ・市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）や区社協（区ボランティア・市民活動センター（ボランティアビューロー））が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。			平成30年度	・各区社会福祉協議会では、定期的に発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等については、開催日時・場所等を随時ホームページやフェイスブック、Eメール等で配信する等、きめ細やかな情報提供に努めている。 ・ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載して誰もが利用できるようにしている。	・地域により、新たなコミュニティサロンが立ち上げられたほか、活動者の交流会が開催されたことで、連携が深まっている。 具体的な指標の進捗状況	・地域格差の解消や若年層の参画が課題であり、あらゆる機会を通じて啓発活動を継続していく。
			令和元年度	・昨年度に引き続き、各区社会福祉協議会では、定期的に発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介している。ふれあい喫茶や子育てサロン等については、開催日時・場所等を随時ホームページやフェイスブック、Eメール等で配信する等、きめ細やかな情報提供に努めている。 ・ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載して誰もが利用できるようにしている。	・地域により、新たなコミュニティサロンが立ち上げられたほか、活動者の交流会が開催されたことで、連携が深まっている。 具体的な指標	
具体的な指標						
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度			
					具体的な指標	
②地域福祉活動の担い手づくりの充実			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会と連携しながら、小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、市内全小学校に配布することによって、福祉について学ぶ機会を設けます。また、福祉教材の活用状況について把握するとともに、アンケート調査等によってその効果を検証し、今後の福祉教育のあり方について検討を進めます ・区社協において実施している、各地域の小中学校、高校、大学等で、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムの実施などを通じた福祉教育を支援します。 ・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組みなどを積極的に周知することにより、さまざまな活動主体が、新たな担い手として地域福祉活動に参画することを促進します。 ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会などを通じて、退職年齢に達する世代などが、地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけをつくることにより、新たな活動の担い手の育成に取り組めます。			平成30年度	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校に配付し、効果検証のためのアンケートを実施 ・区社協における福祉教育と連携して、福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みなどの本市事業を実施 ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催	・福祉教材を小学3年生に約20,000冊、指導用副教材を教員に約600冊を配付（全289校のうち190校において、授業等で本教材を活用（H30年8月調査）） ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催し、また、福祉・介護の啓発イベントも開催（12月1日） 具体的な指標 福祉教材を活用した小学校教員へのアンケートにおいて、「小学生の福祉の理解促進につながった」との回答割合が93.7%	・小中学生など次世代の地域福祉活動の担い手の理解が深まるよう、効果検証を行いながら、引き続き、福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施 ・より幅広い世代が新たな担い手として地域福祉活動に参画されるよう、効果的な広報、啓発を進めていく。
			令和元年度	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校に配付し、効果検証のためのアンケートを実施予定 ・主に市立中学校を対象に、生徒と福祉をつなぐ取組みを実施 ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催	・福祉教材を小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約700冊を配付 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催し、また、福祉・介護の啓発イベントも開催（12月7日） 具体的な指標 アンケート調査において、福祉教材を活用した小学校教員が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答した割合が92.0%	
具体的な指標						
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度			
	福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合（教員へのアンケートによる）60%	福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合（教員へのアンケートによる）80%			具体的な指標	

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保

2－2 福祉専門職の育成・確保

現状	課題
・大阪市社会福祉研修・情報センターで福祉専門職のスキルアップや離職防止のための研修等を実施している。 ・福祉施設や福祉専門職の団体、養成校などとのネットワークを構築している。 ・復職支援研修を実施するほか、大阪府と「福祉の就職総合フェア」を共催している。	・今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みをさらに強化していくことが必要。

①福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する有効的な研修プログラムのあり方等について検討し、具体的な取り組みを進めます。 ・福祉現場で働く福祉専門職から、仕事で出会った感動エピソードを募集し、福祉の魅力が伝わる優良事例を表彰することにより、福祉専門職が仕事に対して誇りを持ち、働き続けるための意欲を維持し続けることができるよう支援します。また、事例を作品化し、ホームページ等で公表するなど、市民に対し福祉の仕事の魅力ややりがいを広く発信することにより、イメージアップを図ります。 ・職員同士が、施設や事業所を越えて、横のつながりをつくることができるよう、継続して情報交換を行う場を設置し、スキルやノウハウを共有することにより、各職場での実践につなげていきます。また、同じ立場の職員同士が垣根を越えてつながり、率直な意見を出し合うことにより、精神面の負担軽減にもつなげ、職場への定着を支援します。			平成30年度	・大阪市福祉人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材確保に向けた取組みについて情報交換を実施 ・「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図る。 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催	・大阪市福祉人材養成連絡協議会を2回開催（総会及び作業部会） ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞（応募37作品）を実施し、優秀作品（5作品）の表彰式を12月1日に開催 ・社会福祉施設等の職員同士による座談会を2回開催（12月21日・3月1日）	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を図る ・福祉施設等で働く職員が、施設や事業所を越えて横のつながりをつくることができるよう、引き続き、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を開催していく
			令和元年度	・大阪市福祉人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材確保に向けた取組みについて情報交換を実施 ・「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図る。 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催予定	・大阪市福祉人材養成連絡協議会を1回開催（総会） ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞を実施し、優秀作品（5作品）の表彰式を12月7日に開催 ・社会福祉施設等の職員同士による座談会を2回開催（新任職員向け：11月5日・2月6日、管理職員向け：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応により中止）	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を図り、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校の生徒へ配付する ・社会福祉施設等で働く職員が、施設や事業所を越えて横のつながりをつくることができるよう、引き続き、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を開催していく
具体的な指標					「仕事に対する意欲が増した」と感じた新任職員の割合：74.2% 「仕事に対する意欲が増した」と感じた管理職員の割合：100%	
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度			
	職員同士の横のつながりをつくる場に参加し「仕事に対する意欲が増した」と感じた職員の割合 60%	職員同士の横のつながりをつくる場に参加し「仕事に対する意欲が増した」と感じた職員の割合 80%				
②ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・将来の福祉の担い手となる層、また、これまで福祉と接点がなかった層などに、より幅広く働きかけることにより、福祉・介護サービス分野に関心を持ち、職業選択につながるよう取り組みます。 ・中高生等に対しては、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等の取組みに、学生のクラブ・サークル活動などをマッチングすることにより、福祉やボランティアに接点のなかった生徒等が福祉現場を間近に感じ、理解を深めるきっかけとし、将来の職業選択のひとつにつながるよう取り組みます。 ・子育て世代に対しては、子育てと仕事を両立したいと考える主婦層を中心に、「通勤に便利なおところにある」「短時間労働ができる」、また、働き続けることにより「資格取得によりキャリアアップをめざせる」などの福祉・介護サービス分野の特長を積極的に発信し、就職支援に向けた講座等を開催するなど、こどもを育てながら働ける職場として選択してもらえるような取り組みを行います。 ・2017（平成29）年には、在留資格に「介護」が創設され、また外国人技能実習制度に介護職種が追加されるなど、国において外国人人材の受け入れに関する動きが見られることから、今後、国の動向を注視しつつ、大阪市における外国人従事者の実態把握に努め、必要な対応について検討を進めます。			平成30年度	・将来の福祉の担い手の確保に向けて、中学校の福祉活動充実を図るため、「生徒と福祉の現場をつなぐ交流コーディネーション」を実施 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、子育て世代を中心とした層に向けた講座等を開催	・各中学校での福祉教育に関する取組み等を紹介する広報紙を発行・配付することにより福祉教育に関する新たなプログラムの提案等を行うとともに、依頼があった5校において、視覚に障がいのある方による講話やノーマライゼーションに関する授業等を実施 ・子育て層向けセミナー開催（12月1日、2月19日、3月19日）	※各中学校における具体的な福祉活動（福祉施設でボランティア活動がしたい等）のサポートを想定し、目標を設定していたが、どのような手法があるのか等、活動のイメージがつかめな学校が多いことが判明したため、福祉教育等に関する取組みを提案・広報することから始め、各中学校での福祉教育等の実施・拡充につなげていく
			令和元年度	・将来の福祉の担い手の確保に向けて、中学校の福祉活動充実を図るため、「生徒と福祉の現場をつなぐ交流コーディネーション」を実施 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、子育て世代を中心とした層が参加しやすい講座等を開催	・福祉教育プログラムに関するHPを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じた福祉教育プログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施 ・講座等に一時保育を設け、子育て世代を中心とした層が参加しやすい講座等を4回開催（12月7日、1月11日、1月18日、1月25日）	・外国人人材に関しては、引き続き、情報収集に努めるとともに、市内事業所の実態把握を進めていく
具体的な指標					中学校等での福祉教育に関する授業等の実施：5校（6件）※	
H29 年度取組状況	H30年度目標	令和2年度目標	令和2年度			
	学校と施設とのマッチングにより、新たに福祉の現場とつながった学校数 30校	学校と施設とのマッチングにより、新たに福祉の現場とつながった学校数 90校				
					中学校等での福祉教育に関する授業等の実施：13校（17件）※	・外国人人材に関しては、引き続き、情報収集に努めるとともに、市内事業所の実態把握を進めていく
					具体的な指標	

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保
2－3 行政職員の専門性の向上

現状	課題
・福祉に関する法や制度が大きく変化する中、行政職員には分野にまたがる広範な知識が求められている。 ・深刻な虐待事案への対応など行政としての判断や対応が必要な業務では職員の専門性の向上が求められている。	・行政職員の専門性の向上に向けて、より専門性の高い職員の確保や採用後のスキルアップなどさまざまな観点で取り組みを進めることが必要

①専門性の高い職員の確保			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
①専門性の高い職員の確保 ・福祉職員の採用については、福祉業務において求められる能力や資質を明確化したうえで、それらを備えた人の採用に資するような試験のあり方について、検討します。 ・中高生等に対しては、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等の取り組みに、学生のクラブ・サークル活動などをマッチングすることにより、福祉やボランティアに接点のなかった生徒等が福祉現場を間近に感じ、理解を深めるきっかけとし、将来の職業選択のひとつにつながるよう取り組みます。			平成30年度	・より専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、採用・研修・人事異動・資格取得など、複合的な観点から人材育成策を構築 【採用】中長期的な人事マネジメントを見据えた、バランスのよい大卒・社会人の採用 【研修】既存の業務研修に加え、横断的な内容の福祉職員向け研修を実施 【人事異動】市全体での人事異動を通じた福祉職員の人材育成	①専門性の高い職員の確保 ・大学で実施する採用説明会に福祉職員を派遣（30年4月） ・個別面接における評価の着眼点を福祉職員に特化した内容に変更（30年6、7、11、12月） ②研修の充実 ・採用2年目の福祉職員に対する集合型研修の実施（30年9月） ③キャリア形成を見据えた人事配置 ・計画的な人事配置によるキャリア形成に向けて、新たに福祉職員向けキャリアデザインシートを作成し、人事異動に活用（30年7月）	・複雑化・多様化・深刻化する本市の福祉課題に的確に対応するため、福祉業務において必要な能力や資質等、求められる「人物像」を明確化する必要がある
					具体的な指標	
②研修の充実 ・福祉職員については、専門職としての基礎となる知識・技術を系統的に習得するため、経験年数に応じた階層別研修を実施します。 ・区保健福祉センター職員に対する支援技術等の強化に向けた研修を実施します。 ③キャリア形成を見据えた人事配置 ・福祉職員をはじめ、福祉施策に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事配置によるキャリア形成に取り組みます。			令和元年度	・より専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、採用・研修・人事異動・資格取得など、複合的な観点から人材育成策を構築 【採用】中長期的な人事マネジメントを見据えた、バランスのよい大卒・社会人の採用 【研修】既存の業務研修に加え、横断的な内容の福祉職員向け研修を実施 【人事異動】市全体での人事異動を通じた福祉職員の人材育成	①専門性の高い職員の確保 ・大学で実施する採用説明会に福祉職員を派遣（随時） ・福祉職員に特化（評価の着眼点など）した個別面接を実施（R1年6、11月） ②研修の充実 ・採用2年目の福祉職員に対する集合型研修の実施（R1年10月） ③キャリア形成を見据えた人事配置 ・計画的な人事配置によるキャリア形成に向けて、関係局（福祉局・子ども青少年局）によるヒアリングを実施（R1年12月）、人事異動に活用 ・職員の有する、福祉系資格（社会福祉士・精神保健福祉士）を正確に把握、キャリア形成に活用（R2年1月）	・複雑化・多様化・深刻化する本市の福祉課題に的確に対応するため、新たに「福祉行政を担う人材の育成に係る検討会議」を設置し、福祉行政を担う人材の育成支援に包括的な視点から取り組み、大阪市福祉行政の推進を図っていく。
					具体的な指標	
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度			
					具体的な指標	

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実
3－1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状	課題
・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みが重要になっている。 ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識を持ち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要。	・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要。 ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要 ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められている。

①地域における虐待についての知識・理解の普及啓発	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通告・通報・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行います。 ・虐待は、重大な権利侵害であることを身近な問題として認識し、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知するため、引き続き地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。 ・児童虐待においては、特に11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）	平成30年度	・虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通告・通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知した。 ・高齢者虐待と障がい者虐待の合同で、恒常的に目に触れるカレンダーを作成し、虐待発生要因の1つとなっている「8050問題」の早期発見・早期対応や虐待防止についての効果的な啓発及び通報窓口の周知を行った。 ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行った。	・通報件数は毎年増加傾向にある。 H28 846件（高齢） 290件（障がい） H29 960件（高齢） 324件（障がい） ・児童虐待相談件数 H28 6,020件（こ相） 5,342件（24区） H29 5,485件（こ相） 5,170件（24区）	・高齢者虐待と障がい者虐待合同で、啓発物を作成して、広く虐待防止・早期発見に向けて効果的な啓発を実施した。 ・地域の特性・課題に応じて、各区で研修会や講演会を実施した。来年度も引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働し児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。
			具体的な指標の進捗状況	
	令和元年度	・虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通告・通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知した。 ・高齢者虐待と障がい者虐待の合同で、恒常的に目に触れるカレンダーを作成し、虐待発生要因の1つとなっている「8050問題」の早期発見・早期対応や虐待防止についての効果的な啓発及び通報窓口の周知を行った。 ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行った。	・通報件数は毎年増加傾向にある。 H30 1,053件（高齢） 463件（障がい） R1 集計中 ・児童虐待相談対応件数 H30 6,316件（こ相）3,415件（24区） R1 集計中	・高齢者虐待と障がい者虐待合同で啓発物を作成し、広く効果的に虐待防止・早期発見に向けて啓発を実施した。 ・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に、更なる様々な関係機関と協働し児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。
具体的な指標				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度	
具体的な指標				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度	
具体的な指標				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度	
具体的な指標				

②ネットワークの構築	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。 ・要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。	平成30年度	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図った。 ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応している。	・大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議年1回実施 ・各区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議 24区で29回実施 ・代表者会議 年1回以上実施 ・実務者会議 月1回以上実施 ・個別ケース検討会議 随時実施	・障がい者・高齢者虐待対応を行う中で、個別会議を積み上げ、更なるネットワークの強化を図ると共に、引き続き障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を実施し、新たな課題解決のための連携協力体制の再構築・強化を目指す。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会においても各機関の役割分担や支援方針を確認・検討し支援家庭への課題解決のための連携協力体制を更に進めていく。
			具体的な指標の進捗状況	
	令和元年度	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図った。 ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行った。	・大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議実施（R1.10.3） ・各区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議24区で実施（27回） ・各区要保護児童対策地域協議会を開催 代表者会議 年1回以上 実務者会議 月1回以上 個別ケース検討会議 随時	・障がい者・高齢者虐待対応を行う中で、個別会議を積み上げ、更なるネットワークの強化を図る。また、各区においても虐待防止連絡会議を開催し、区の特性を活かして、課題を解決し虐待対応における連携・協力ができるように体制強化を目指す。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会においても各機関の役割分担や支援方針を確認・検討し、支援家庭への課題解決のための連携協力体制を更に進めていく。
具体的な指標				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度	
具体的な指標				

③施設従事者等の意識の向上			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。 ・虐待を未然に防止する予防的取り組みとして、実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。			平成30年度	・平成30年度の集団指導は、大阪市が指定する介護保険事業所を対象に7月31日、8月1、2、3、7日の午前午後で計10回開催した。その際に施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施した。 また、障がい児支援事業者等を対象に7月5日、障がい福祉サービス事業者等を対象に9月26、27、28日の午前午後で計8回の集団指導を開催し、通報義務や管理者の責務について説明を行った。 ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行い指導等を実施した。 定例の実地指導において、事業所の虐待に対する取り組みの確認を行った。	・集団指導時の虐待防止に関する講演会は5,797の介護保険事業所の参加があった。講演会後のアンケートにおいて、95.6%の事業所が「今後の虐待防止に役立つ」、96.9%の事業所が「事業所内で伝達研修を実施する」と回答があった。 ・H30年4月からH31年3月の介護保険事業所の実地指導件数（定例及び通報によるもの）は2,039事業であるが、虐待の通報は174件であり、障がい福祉サービス事業所等の実地指導件数（定例及び通報によるもの）は1,024事業、虐待の通報は85件であった。 具体的な指標	
			令和元年度	・令和元年度の集団指導は大阪市が指定する介護保険事業所を対象に6月11、12、13、14、18日の午前午後で計10回開催した。その際に施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施した。 また、障がい児支援事業者等を対象に7月12日、障がい福祉サービス事業者等を対象に9月24、25、26、27日の午前午後で計8回の集団指導を開催し、障がい者虐待防止に関する講演を通じて通報義務や管理者の責務について説明を行った。 ・定例の実地指導において、事業所の虐待防止に対する取り組みの確認を行った。	・集団指導時の虐待防止に関する講演会は6,314の介護保険事業所の参加があった。講演会後のアンケートについて、96.5%の事業所が「今後の虐待防止に役立つ」、97.4%の事業所が「事業所内で研修または資料の回覧等を実施する」との回答があった。 ・H31年4月からR2年3月末までの介護保険事業所の実地指導件数は集計中 障がい福祉サービス事業所等の実地指導件数（定例及び通報によるもの）は972事業。 ・虐待通報は10月末現在、105件（介護保険事業所等）及び66件（障がい福祉サービス事業所等）である。 具体的な指標	・集団指導欠席であった142件の介護保険事業者に対して、再度通知し、R1年10月31日、11月1日虐待防止に関する講演会を実施。 ・欠席事業者（6件）に対しては、実地指導を通じて事業所内での研修等を指導する。 ・今後も引き続き集団指導及び実地指導を通じて、通報義務の周知徹底や施設等従事者の意識の向上を図る。 ・特に、実地指導においては、引き続き事業所の虐待防止の取り組みについて確認をおこない、不適切ケア、不適切な施設運営等への指導を実施、虐待通報や事故報告書等で虐待疑いのある案件については、直ちに確認をおこない、指導を実施する。
具体的な指標						
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標				
			令和2年度		具体的な指標	

④虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修、児童福祉法改正に伴う区役所職員に対する研修、事例検討会等を計画的に実施します。			平成30年度	・適切かつ迅速に対応するため、スキル別研修を計画し①「初任者研修」②「総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修」（高齢者虐待）③「管理職研修」④「区担当者・地域包括中堅期研修」（高齢者虐待）⑤「事例検討会（3回）」（高齢者虐待）⑥「区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修」（障がい者虐待）⑦「障がい者虐待事例検証会議」（障がい者虐待）⑧「地域活動担当保健師中堅期研修」を実施した。 ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施した。 ①「新転任研修」②「児童福祉司任用前講習会」③「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修(2回)」④「スキルアップ研修」を実施した。	（参加者：障がい者・高齢者虐待対応担当） ①49名 ②104名 ③20名 ④84名 ⑤72名（3回延べ） ⑥48名⑦41名 ⑧9名 (参加者：児童虐待対応担当)) ①52名 ②27名 ③108名(2回延べ) ④24名	・障がい者虐待・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、今後も引き続き効果的な研修、事例検討を行い、虐待対応担当職員のスキルアップに努める。
				具体的な指標	・平成28年法改正による研修（3回） ・スキルアップ研修（1回） ・新任職員への研修（4回） ・中堅期職員研修（1回） ・管理職員研修（1回）	・児童虐待対応において、引き続き平成28年度法改正による研修や・新転任研修・スキルアップ研修等を開催し、担当者の更なるスキルアップを図る。
			令和元年度	・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、スキル別研修を計画し①「初任者研修」（2回）②「総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修」（高齢者虐待）③「管理職研修」④「区担当者・地域包括中堅期研修」（高齢者虐待）⑤「事例検討会（3回）」（高齢者虐待）⑥「区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修」（障がい者虐待）⑦「障がい者虐待事例検証会議」（障がい者虐待）を実施した。 ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施した。 ①「新転任研修」②「児童福祉司任用前講習会(2回)」③「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修(2回)」④「こども相談センター実地研修(2回)」⑤「体罰によらない子育てを推進する職員研修(4回)」を実施した。	（参加者：障がい者・高齢者虐待対応担当） ①41名（2回延べ） ②115名 ③20名 ④87名 ⑤52名（3回延べ） ⑥40名 ⑦42名 (参加者：児童虐待対応担当) ①32名 ②35名(2回延べ) ③55名(2回延べ) ④110名(2回延べ) ⑤141名(4回延べ)	・障がい者虐待・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、今後も引き続き効果的な研修、事例検討を行い、虐待対応担当職員のスキルアップに努める。
具体的な指標					具体的な指標	
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度		具体的な指標	
虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保 ・新任職員への研修（年2回） ・中堅期職員研修（年4回） ・事例検討会（年1回） ・管理職員研修（年1回）	虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保 ・法改正の研修（年4回） ・事例検討会（年4回） ・階層別研修のしくみづくり	虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保 ・階層別研修の実施				

重点的な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和元年度末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実
3－2 成年後見制度の利用促進

現状	課題
・ 法廷後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があるが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」の利用が大半を占めている。 ・ 「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいる。 ・ 2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定された。	・ 社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用となっている。 ・ 国の基本計画にある「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を整備することが必要。

①本人を中心とする「チーム」の形成			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・ 相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。 ・ 相談支援機関における対応マニュアルを策定し、窓口対応の標準化を図るとともに、研修会等を通じ相談機能を充実させます。			平成30年度	・ 相談支援機関（区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター（生活支援型））が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を策定し、研修を行った。 ・ 成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行った。	・ 4月にマニュアル（成年後見制度利用促進の手引き）を策定 ・ 4～7月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施（H31.3末までに7回実施）	・ 相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、相談部会で検討し、マニュアルを随時改訂していく。 ・ 相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。
					具体的な指標の進捗状況	
			令和元年度	・ 相談支援機関が地域で「チーム」を形成して、適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を改訂しながら研修を行った。 ・ 成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行った。 ・ 新たに、本人により最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を開催した。	・ 4月にマニュアル改訂版（成年後見制度利用促進の手引き）を策定 ・ 4～8月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施（年6回実施済み） ・ 成年後見人等候補者検討会議は毎週1回開催（1回5件～8件検討、令和元年度：268件検討）	・ 相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、相談部会で検討し、マニュアルを随時改訂していく。 ・ 相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。 ・ 成年後見人等候補者検討会議の運営については、後見人等供給母体である各団体と密に連携しながら行っていく。
具体的な指標			令和2年度			
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標				
					具体的な指標	

②専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、地域においてチームを支援します。 ・協議会には、①関係機関と連携する機能、②専門性を有する機能、③市町村計画の取り組み状況を継続的に点検・評価する機能を持たせます。具体的には、関係機関との連携を通じて効果的な成年後見制度の普及啓発について協議し、地域で形成されるチームに専門職を派遣します。 ・協議会の中に、運営及び地域連携ネットワークを整備する「中核機関」を設置します。 ・大阪市では、後見センターが担うこととし、2018（平成30）年度以降、従来の4つの機能（①成年後見制度の広報・啓発、②市民後見人の養成・支援、③相談支援機関の後方支援、④関係機関との連携）に加え、新たに協議会の中核機関として（⑤協議会事務局の機能、⑥親族後見人支援機能、⑦あんしんさばーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援機能）を担います。			平成30年度	・成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。	・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 【H31.3末までに42件、事例検討会1回開催】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を設置し（各年2回ずつ開催） 【H31.3末までに、広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援3回・点検評価2回開催】	・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。 ・専門職派遣の利用をさらに促進するため、相談支援部会において、さらなる周知と利用しやすくする工夫の検討が必要である。 ・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。
			令和元年度	・成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。 ・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」に5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。	・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 【R2.3末までに43件、専門相談検討会1回開催】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を開催（各年2回ずつ開催） 【R2.3末までに各部会2回開催】	・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。 ・専門職派遣の利用をさらに促進するため、相談支援部会において、さらなる周知と利用しやすくする工夫の検討が必要である。 ・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。
					具体的な指標の進捗状況	
具体的な指標			令和2年度		具体的な指標	
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標				
③成年後見制度の普及啓発の推進			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
・普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。 ・自分自身で成年後見制度の利用を決定し、申し立てを行う「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であり、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。			平成30年度	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申し立てできるよう、広く制度を普及啓発するための物品作成等を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。	・本人（認知症高齢者向け）制度説明用リーフレット（相談支援機関設置）の新規作成（H31年2月 1,000部作成） ・相談支援機関一覧チラシ（金融機関設置）の新規作成（H31年1月 12,000部作成） ・制度説明会（セミナー等）は、要望に応じて随時開催（H31.3末までに13回開催）	・広報部会において、障がい者、高齢者、後見、保佐・補助向けなど、それぞれの状態に応じた啓発物品の作成等、更なる効果的な広報周知方法について今後検討していく。
			令和元年度	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申し立てできるよう、広く制度を普及啓発するための物品作成等を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。	・本人（知的障がい者向け）制度説明用リーフレットの新規作成（R2年3月 1,000部作成） ・制度説明会（セミナー等）は、要望に応じて随時開催（R2.3末までに12回開催）	・広報部会において、障がい者、高齢者、後見、保佐・補助向けなど、それぞれの状態に応じた啓発物品の作成等、更に効果的な広報や周知方法について今後検討していく。
					具体的な指標	
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標	令和2年度		具体的な指標	

④市民後見人の養成・支援			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性	
・身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。			平成30年度	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。	・5月にオリエンテーションを3回開催 ・6～7月に基礎講座（4日間）を市内北部と南部に分けて開催 ・10～H31.1月に実務講習（6日間）、施設実習（4日間）開催（H31.3末までに講座修了者22人、バンク登録者20人）	・市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。 ・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。	
					具体的な指標の進捗状況		
					・市民後見人バンク登録者数 241人 ・市民後見人の受任者数 207人		
			令和元年度	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。	・5月にオリエンテーションを3回開催 ・6～7月に基礎講習（4日間）、9～12月に実務講習（6日間）、施設実習（4日間）を開催 ※それぞれ市内北部と南部に分けて開催（R2.3末までに講座修了者46人、バンク登録者42人） ・市民後見人普及啓発用ポスターの新規作成（R2年3月 600枚）	・市民後見人の活動や必要性を多くの人に理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。 ・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。	
					具体的な指標		
・市民後見人バンク登録者数 282人 ・市民後見人の受任者数 241人							
具体的な指標			令和2年度				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標					
市民後見人バンク登録者数（年度末時点）	市民後見人バンク登録者数（年度末時点）	市民後見人バンク登録者数（年度末時点）					
234人	250人	300人					
市民後見人の受任者数（年度末時点）	市民後見人の受任者数（年度末時点）	市民後見人の受任者数（年度末時点）					
153人	180人	220人					
⑤あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用			年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性	
・本計画期間においては、成年後見制度とあんしんさぼーと事業それぞれの制度内容と、対象となる人のすみわけ等を関係者や利用する市民に広く周知し、現在あんしんさぼーと事業を利用している人で制度移行が必要な人は速やかに移行できるよう取り組みます。			平成30年度	・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。 ・あんしんさぼーと事業相談員向けの「制度移行のための手引き」を作成した。	・6～9月にあんしんさぼーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の研修を実施（5回） ・あんしんさぼーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接（H31.3末までに78人移行）	・あんしんさぼーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。 ・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する必要がある。	
					具体的な指標の進捗状況		
					あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行者数 78人		
			令和元年度	・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。 ・福祉局、中核機関が強力に支援を行い、あんしんさぼーと事業相談員と区役所職員が連携した制度移行を進めた。	・あんしんさぼーと事業相談員及び生活支援員に、成年後見制度の研修実施（4回） ・あんしんさぼーと事業相談員との連携により、制度移行が望ましい方と随時面接、同意（R2.3末までに99人移行）	・あんしんさぼーと事業利用者の中で制度移行が望ましい方においては、制度の必要性を理解されず、利用を希望されていない方も多いため、説明方法等の検討が必要である。 ・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する必要がある。	
					具体的な指標		
あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行者数 99人							
具体的な指標			令和2年度				
H29 年度取組状況	H30年度目標	R2年度目標					
	あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行者数（累積） 100人	あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行者数（累積） 300人					
							具体的な指標